

令和2年12月4日

嬉野市議会

議長 田中 政司 様

文教福祉常任委員会

委員長 森田明彦

文教福祉常任委員会報告書

令和2年9月定例会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名

文化財について

調査の理由

市内には、国指定文化財8件、県指定文化財4件、市指定文化財42件、このほかに埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が233か所ある。

その中には、嬉野茶の始まりと同じ頃に植えられたとされる「嬉野の大チャノキ」、また、日本遺産にも認定されたシュガーロードの構成資産「塩田津」など注目される文化財がある。

委員会では、このような貴重な文化財の現況調査を行った。

調査の概要

1. 市内文化財の現況について
2. 文化財指定樹木の台風による被害の状況について

調査日 令和2年10月20日（火）9時30分から15時まで

対応者	教育委員会	教育部長	永江 松吾 氏
		教育総務課 課長	武藤 清子 氏
		〃 副課長	山口 さゆり 氏
		〃 主事	輪内 遼 氏

調査箇所及び内容（訪問順）

1. 池田家住宅（場所、塩田町五町田 国指定：主屋/江戸末期・大正期改修、座蔵/大正8年、石垣/大正期）

対応者 現当主の池田皓彦（つぐひこ）氏

元士族で大地主の家系の邸宅。主屋は、寄棟造浅瓦葺き、平入りで上屋の壁面を土蔵として軒裏を折り上げる。座蔵（1階が倉庫、2階が座敷）は、2階の座敷は真壁だが奥の倉庫は土蔵造りで、その景観的な対比が興味深い。

石垣は、市内の塩田石が使われ、中央入口付近は穏やかに湾曲し、旧長崎街道からの来客を玄関に迎え入れる形状を取り、正面側の景観に趣を与えている。

2. 納戸料の百年桜（場所、嬉野町吉田納戸料地区 市指定）

樹齢100年以上とも言われ、通称「百年桜」と、市民に永年親しまれている。品種名は成葉や花の特徴からヤマザクラ系の八重桜と思われ、雄大な姿が華やかで見ごたえがある。先の台風9、10号で大きな被害を受け、県内でも大きく報道された。現在、被害復旧へ向け準備中である。

3. 春日の大イチョウ（場所、嬉野町吉田春日地区 市指定）

樹齢約600年の当樹木は、春日大明神の境内にあり、県の銘木にも選定されている。境内には室町時代前期頃の石塔もあり、大明神の裏手には城跡（上春日城塞）がある。樹木だけの価値にとどまらず春日地区の地名の始まりなど、地区の大切な財産である。先の台風9、10号でも枝折れの被害を受けたが、高所であることと、樹木医の診断で軽微のため、特に処置は行わない。

4. 嬉野の大チャノキ（場所、嬉野町不動山地区 国指定）

樹齢約360年以上と言われる。嬉野茶は、慶安年間（1648～52）に吉村新兵衛翁が当地に種子を蒔いたのが始まりともされ、その頃の時代のものと推測される。暴風雨の被害を幾度も受け、そのたびに市民の協力により復活してきた経緯を持つが、先の台風9、10号でも大きな被害を受け、現在、被害復旧中である。

5. 八天神社の眼鏡橋（場所、塩田町谷所地区 県指定）

八天神社の神橋として当地在住の石工が嘉永5年（1852）に着工し、嘉永7年に完成させた。一連のアーチ形の眼鏡橋であり、全長11.14m、幅3.69m、高さ4.65m。橋の両側に高さ0.7mの欄干が付き、舗道は緩やかな曲線を描いている。眼鏡橋（アーチ形の石橋）は中国人僧侶が寛永12年に長崎に築いたのが始まりで、九州各地に広まった。長崎、熊本には多く残るが、県内には少なく、江戸時代の作でほぼ原形を保つのは、当神社の眼鏡橋だけである。

6. 西岡家住宅（場所、塩田町塩田津 国指定）

西岡家住宅は有明海から遡流する塩田川と長崎街道に挟まれた敷地に立地しており、西岡家はこの水運と陸運に恵まれた環境を活かして廻船業を営んだ塩田津屈指の豪商である。嘉永5年（1852）6月に着工、安政2年（1855）3月に上棟している。居蔵造の重厚な外観に比べ内部の加工や仕上げ、装飾は豊かで繊細であり、その意匠は大変優れている。

委員会の意見

冒頭に記すように、市内には数多くの文化財が存在している。今回は限られた時間の中、計6か所の調査を行った。

建物と石橋については、それぞれに歴史を感じるとともに当時の豊かな財力による作りで、重厚かつ職人の技術の高さとセンスをも感じさせ、目を見張るものがあった。

嬉野市民憲章にも、「体育と文化に親しみ歓声の上がるまちをつくりましょう」とあることから、これらの文化財を多くの方に親しんでいただけるように、できる限りの紹介と、その醸成に注力するべきである。

一方で、池田家に於いてはご当主の方がお住まいであるが、文化財指定のため現状の変更が出来ない等の制約があり、「冬は寒い」と仰っていた。このような問題についてはご当主のご協力に甘えるばかりでなく、維持管理の面で行政として出来ることがないか十分に研究、検討する必要があると考える。

また、指定の樹木については、その圧倒的な存在と華やかさで、市内外の方々に癒しを与え親しまれており末永くあってほしいものであるが、自然の中にあるもので、台風などに対し、保護にも限界があることも知らしめた。

今後の対策については、専門家の知見を得て最善の措置を行い、十分に検討をしていくべきである。